

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	川口市 健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

(案)

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務
②事務の内容 ※	がん対策基本法に基づき、がんの早期発見、がん検診の受診率の向上を推進するため、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。また、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則で定められた①～⑧の検診について、下記の a～f を行う。 ①歯周疾患検診、②肝炎ウィルス検診、③健康診査(保険未加入者等)、④胃がん検診、⑤肺がん検診、⑥大腸がん検診、⑦子宮頸がん検診、⑧乳がん検診 a 対象者の抽出、b 受診票の出力、c 受診結果(精密検査を含む)入力処理、d 集計、e 統計報告資料作成、f データ分析処理 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ・情報連携のため、川口市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、検診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関・検診会場(以下、検診施設等)において住民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・川口市は、検診施設等から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム(特定健康診査機能等)
②システムの機能	1. 入力機能:健診(検診)を受けた者の入力や履歴の管理 2. 照会機能:対象者の把握と確認、健診(検診)の受診履歴および受診結果の確認 3. データ抽出機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能 2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能 3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能 4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能 5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [☒] 税務システム [☒] その他 (個別業務システム)
システム3	
①システムの名称	住登外管理システム
②システムの機能	1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能 2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能 3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能 4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能 5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能 8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能 9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)

システム5	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行を行う機能 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (収納管理システム、証明書コンビニ交付システム)

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[☐] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[☐] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[☐] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 宛名システム等</td> <td>[☐] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム	[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム	[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム	[☐] その他 (	)
[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム								
[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム								
[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム								
[☐] その他 (	)								

(案)

システム7	
①システムの名称	生活保護システム
②システムの機能	1. 生活保護台帳管理機能 ・生活に困窮し相談及び申請の受付をした相談者及び申請者の情報を、システム内に記録する機能 ・申請者の生活状況、資産状況等の調査に応じて、保護の開始決定をする機能 ・対象者の生活状況等に応じて、保護の停止および廃止の決定を行う機能 2. 扶助費給付機能 ・生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の各扶助を窓口支給、口座振替、現物給付等の方法で支給する機能 3. 返還決定機能 ・不適正に支給された扶助費について返還決定をし、徴収金の管理を行う機能 4. 生活状況記録機能 ・対象者の居住地へ訪問し聞き取りをした生活状況等を、システム内に記録する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)
システム8	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバ)

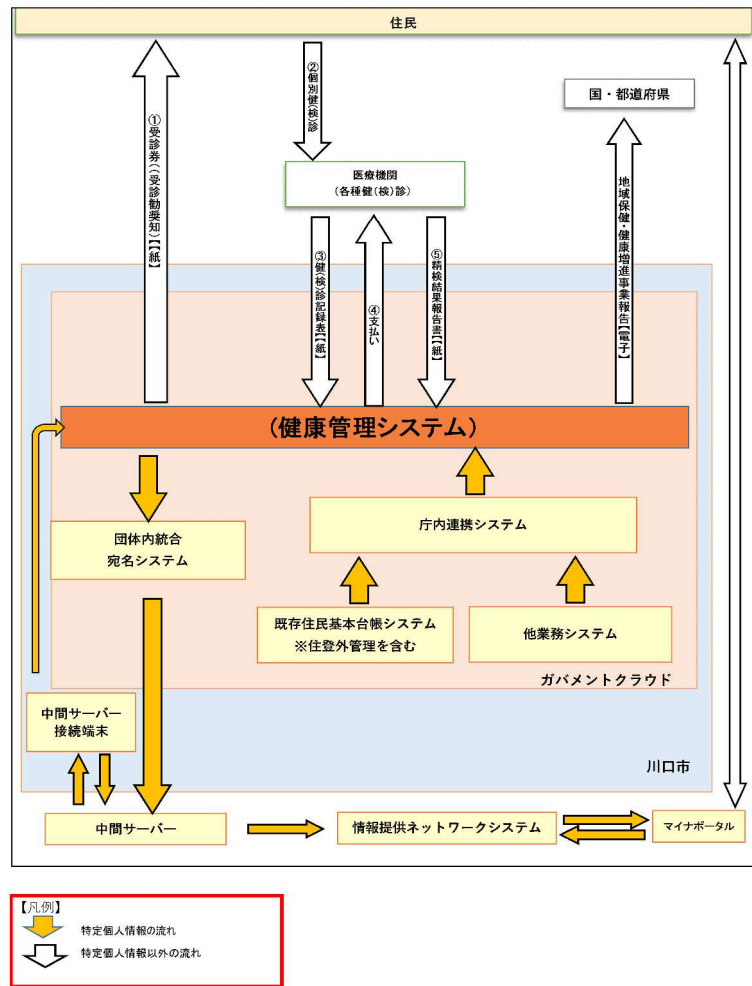
(案)

システム9	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ①雛形の登録 問診票項目、通知文言等の雛形をPublic Medical Hub (PMH)へ登録する。 ②情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 川口市で管理している個人番号、受診者情報、問診情報及び検診結果をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。なお、今後「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改名予定)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 自治体検診の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく検診結果・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして問診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)はPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく問診情報を登録する。 ④情報連携機能(検診施設アプリ) ・識別子の格納機能 検診施設アプリはマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続する。検診施設アプリからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 検診施設アプリは、マイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、Public Medical Hub (PMH)へPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく問診情報を検診施設アプリに提供する。また、検診施設等が検診結果の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)はPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく検診結果を登録する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (健康管理システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー、検診施設アプリ)
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診(健診)情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・健康増進事業(がん検診等各種検診)の受診勧奨、適切な実施のための対象者の把握及び検(健)診結果の管理 ・当該事務では法令等により個人番号の提供が義務付けられており、特定個人情報を適切に取り扱う必要がある。また、事務処理において個人番号を使用することで、情報の正確性が担保され、効率的な業務遂行が可能となるため、事務実施上必要不可欠である。
②実現が期待されるメリット	・健康増進事業(がん検診等各種検診)の対象者把握及び検(健)診結果管理が容易となる。 ・特定個人情報ファイルを取り扱うことで、事務における正確性と迅速性の向上が期待できる。具体的には、業務の自動化や処理時間の短縮により、職員等の業務負担が軽減されるとともに、関連するサービス提供の質が向上する。また、情報連携により関連する各機関の作業効率を向上させ、全体的な事務経費の削減や顧客満足度の向上を実現することが可能となる。

(案)

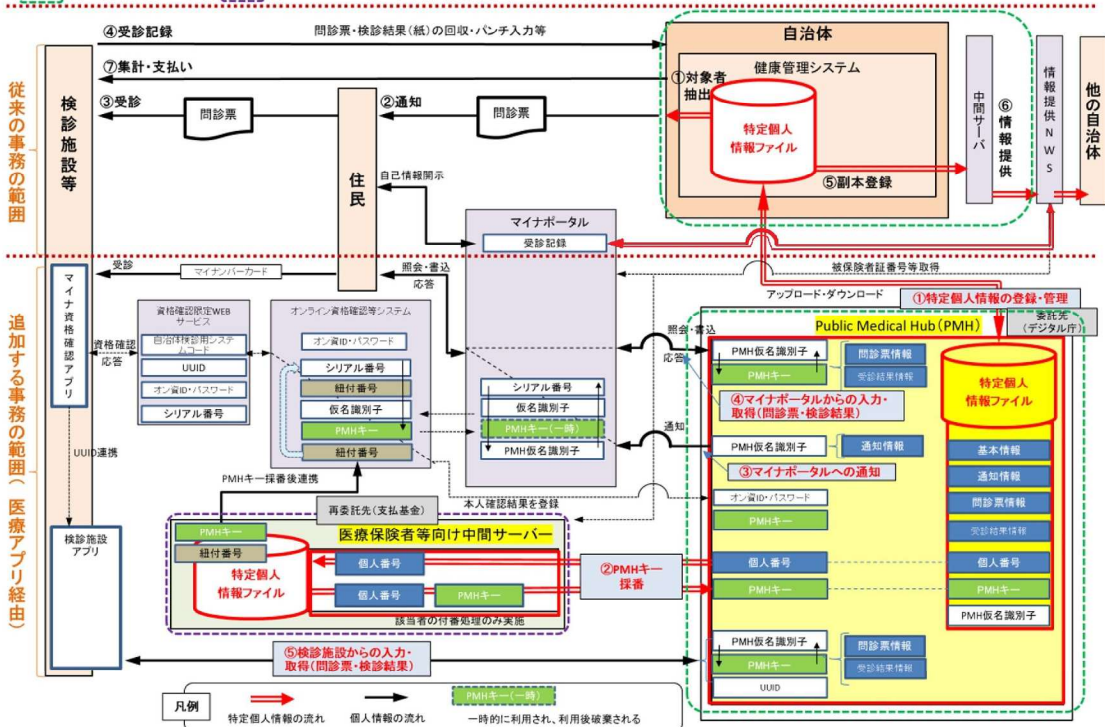
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 第19条第6号 別表111の項 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(別表の上欄が「市町村長」のうち、下欄に以下の項目が含まれる項。) ・健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令」という。) (第2条 表 139の項、第141条) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表の上欄が「市町村長」のうち、下欄に以下の項目が含まれる項。) ・健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※主務省令 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令 (第2条 表 139の項、第141条)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 保健所健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



PMHによる自治体検診事務の概要 全体図

従来の事務では、①～⑦の流れで健康管理システム・中間サーバに情報が登録・連携される。今回利便性向上のためPMHを利用した自治体検診事務のオンライン化を実証する。①～②の流れで、情報が連携され、住民がマイナポータル経由、検診施設等が検診施設アプリ経由でオンライン化が実現できる。(③④⑤) ()部が評価対象の事務 ()部については既に社会診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施済みのため評価対象外)



(備考)

＜健(検)診の実施＞

- ①既存住民基本台帳システムからの情報を元に、対象者へ健(検)診の受診券を通知する。
- ②健(検)診を委託医療機関にて実施する。
- ③委託医療機関から健(検)診票を受領する。
- ④支払いをする。
- ⑤精密検査結果報告書を受領する。

＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務＞

- ①特定個人情報の登録・管理
 - ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
 - ・PMHから検診結果等、必要な情報をダウンロードし、既存システムへの取込、支払等の事務処理を行う。
 - ・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。
- ②PMHキー採番
 - ・PMHIは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してPMHIに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
 - ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHIに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、③④⑤が可能となる。
- ③マイナポータルへの通知
 - ・PMHからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、識別子(PMH仮名識別子)と通知情報を登録する。
- ④マイナポータルからの入力・取得(問診票・検診結果)
 - ・住民は、マイナポータル経由でPMHへの問診票の事前入力や、PMHから検診結果や通知情報を閲覧/取得する。
- ⑤検診施設等からの入力・取得(問診票・検診結果)
 - ・検診施設等が検診施設アプリを利用し、マイナポータル経由で、検診時に住民から本人同意を得て、事前入力された問診票及び検診結果の閲覧/取得/入力を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診(健診)情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	川口市の住民(住民基本台帳法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民)で、18歳以上の男女
その必要性	健康増進法における検診(健診)等を受けようとする者が、対象であるか否かの確認と、結果等の記録を経年的に正確かつ統一的に行い、住民の健康管理、健康づくりを推進する必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務>・自治体検診記録情報)
その妥当性	・その他識別情報: 受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため ・5情報および連絡先: 個人の特定や通知等の発送、連絡のため ・地方税関係情報: がん検診の自己負担が免除になる非課税世帯の申請があった者を確認するため ・健康・医療関係情報: 健診(検診)結果等の適正な管理を図るため ・生活保護情報: がん検診等の自己負担免除対象者の把握ならびに健康診査対象者への通知発送のため <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 検診管理番号…PMH内で検診の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報+J109報(その他) 検診情報…(自治体検診事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	保健部保健所健康増進課

(案)

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉1課2課、市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (健診(検診)実施機関 検診施設等、支払基金) ☐ その他 ()
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (医療保険者等向け中間サーバー、検診施設アプリ、マイナポータル)
③入手の時期・頻度	・健康増進事業(がん検診等各種検診)の受診券等を発送(5月) ・健康増進事業(がん検診等各種検診)の受診券等を再発行が必要になる都度 ・健康増進事業(がん検診等各種検診)の自己負担が免除になる非課税世帯の申請があった都度 ・健康増進事業(がん検診等各種検診)の結果等の照会があった都度 ・40歳以上の生活保護受給者あて健康診査の受診券を発送する都度 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。 ・川口市がPMHに登録した問診票の雛形に対して、住民がマイナポータル等を介して検診前に問診情報を入力することにより個人情報を入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・検診時に、従来の紙の問診票に代えて、検診施設等のタブレットに搭載された検診施設アプリを用いて、住民がマイナンバーカードで認証して同意することにより、検診施設等が入力した問診情報、検診結果を個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。
④入手に係る妥当性	・受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に自治体検診事務> (PMHキー採番処理依頼時に入手される特定個人情報) ・外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 (その他:個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報) 入手にあたって、既存事務と同様に問診票の事前入力する事項については、本人又は本人の代理人から情報を入手し、問診票の医師記入欄及び検診結果については、検診を実施する検診施設等から入手する必要がある。 ・問診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて入力され、入力した情報は、検診を受託する検診施設等で確認され、検診の可否を判断する。 ・検診施設等では、タブレットに搭載された検診施設アプリを用いた問診票の確認・検診結果のオンライン化により住民及び医療機関での利便性の向上及び、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。検診施設等での本人確認後、検診施設アプリを用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証して同意することにより、問診情報を確認して問診を行い、検診後に検診結果の入力を行う。
⑤本人への明示	・受診券の再発行、非課税世帯の申請については、本人の同意を得て入手する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び検診施設アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。
⑥使用目的 ※	健診(検診)等に関して、住民情報、結果情報の照会、入力等の適正な管理を図るため
変更の妥当性	-

(案)

⑦使用の主体	使用部署 ※	保健所健康増進課	
	使用者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・健康増進事業の対象となる住民であるか否かを確認 ・健診(検診)結果を管理 ・精検未受診者への受診勧奨通知の発送 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ・情報連携のため、川口市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受信者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に伝送する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでPublic Medical Hub(PMH)からマイナポータルへの通知、マイナポータルや検診施設アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub(PMH)の問診情報及び検診結果の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。		
	情報の突合 ※	氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、受診履歴等を確認する。	
	情報の統計分析 ※	・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	がん検診等各種検診事務	
⑨使用開始日		平成28年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		健康管理システムデータ入力委託	
①委託内容		健診(検診)結果等のデータ入力業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	18歳以上の川口市民	
	その妥当性	健診(検診)結果を管理するため必要となる。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 リブライム	

(案)

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	
	⑨再委託事項	データ入力業務の一部	
委託事項2～5			
委託事項2		健康管理システム保守業務	
①委託内容		システム保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	18歳以上の川口市民	
	その妥当性	システムの保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (庁内連携システム)	
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	
	⑨再委託事項	システムの保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	

(案)

委託事項3		Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い
①委託内容		Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 [特定個人情報ファイルの一部]
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	18歳以上の川口市民
	その妥当性	Public Medical Hub(PMH)は国(デジタル庁)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [50人以上100人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委託先名		国(デジタル庁)
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	・Public Medical Hub(PMH)の運用保守 ・PMHキーの採番及びPMHキーを介した検診施設アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [☒] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

(案)

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜川口市における措置＞ ・紙の帳票類は、鍵のかかる倉庫やキャビネットに保管している。 ・サーバは、生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部にある。(サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。) ・バックアップデータを市内別拠点に保管している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務＞ Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された川口市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や検診施設等及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	—											

(案)

③消去方法	＜川口市における措置＞ 保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務＞ ・川口市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・川口市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。 ※転出があっても、住民が過去の情報をマイナポータル経由で閲覧等することなどを考慮して要・不要を判断するもの
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

下記のとおり
各種成人検(健)診ファイル

個人基本情報	大腸がん情報	胃がん情報
1 個人番号	1 西暦年度	1 西暦年度
2 世帯番号	2 受診日	2 受診日
3 カナ氏名	3 実施検診機関	3 総合検診区分
4 漢字氏名	4 請求日(月)	4 実施医療機関
5 生年月日	5 検診区分	5 検診会場
6 性別	6 費用免除	6 費用免除
7 続柄	7 整理番号	7 受診歴
8 郵便番号	8 受診歴	8 検査結果
9 住所	9 問診判定	9 指示区分
10 方書	10 1日目判定	10 精検受診日
11 住所区分	11 2日目判定	11 精検入力日
12 世帯電話	12 総合判定	12 医療機関名
13 個人携帯	13 精検受診日	13 治療
	14 精検結果入力日	14 検診番号
	15 医療機関名	15 地区(受診時)
	16 精検治療	16 報告対象外
	17 精検特記事項	17 【精未】精検未受診通知 送付日
	18 地区(受診時)	18 【精未】精検未受診通知 収受日
	19 報告対象外	19 【精未】精密検査受診
	20 受付日	20 【精未】精検受診日
	21 自己負担有無	21 【精未】精検受診月
	22 人間ドック受診	22 【精未】精検受診医療機関
	23 【精未】精検未受診通知 送付日	23 【精未】忙しかった
	24 【精未】精検未受診通知 収受日	24 【精未】忘れてしまった
	25 【精未】精密検査受診	25 【精未】様子を見ようと思った
	26 【精未】精検未受診理由	26 【精未】近くに病院がない
	27 【精未】精検受診日	27 【精未】検査がこわい
	28 【精未】精検受診医療機関	28 【精未】料金が気になった
	29 【精未】精検受診月	29 【精未】結果聞きに行っていない
	30 【精未】忙しかった	30 【精未】同じ検査をして異常なし
	31 【精未】忘れてしまった	31 【精未】検査必要と言われてない
	32 【精未】様子を見ようと思った	32 【精未】受診方法分からなかった
	33 【精未】近くに病院がない	33 【精未】深刻に考えなかった
	34 【精未】検査がこわい	34 【精未】その他
	35 【精未】料金が気になった	35 【精未】精検未受診理由
	36 【精未】結果聞きに行っていない	36 内視鏡診断区分
	37 【精未】同じ検査をして異常なし	37 内視鏡判定
	38 【精未】検査必要と言われてない	38 内視鏡生検有無
	39 【精未】受診方法分からなかった	39 受付日
	40 【精未】深刻に考えなかった	40 自己負担有無
	41 【精未】その他	41 問診のみフラグ
	42 精検腺腫詳細	42 内視鏡検査結果
	43 【精未】申告状況	43 【精未】申告状況
	44 【精未】申告状況その他	44 【精未】申告状況その他
	45 【精未】フォロー終了	45 【精未】フォロー終了
	46 検査方法	46 精密検査特記事項
	47 精検結果	47 検査方法
		48 精検診断

肺がん・結核検診情報①		肺がん・結核検診情報②	
1	西暦年度	51	【精未】精検受診日
2	受診日	52	【精未】精検受診月
3	総合検診区分	53	【精未】精検受診医療機関
4	実施医療機関	54	受付日
5	請求日（月）	55	自己負担有無
6	費用免除	56	【精未】申告状況
7	X線受診歴	57	【精未】申告状況その他
8	喫煙	58	【精未】フォロー終了
9	1日の本数	59	喀痰検査
10	喫煙年数	60	検査方法
11	血たん	61	精検診断
12	その他（職歴）	62	臨床病気分類
13	二重読影所見（X線仮判定区分）		
14	X線決定判定（旧X線所見）		
15	総合判定		
16	精検受診日		
17	精検入力日		
18	医療機関名		
19	切除術の根治性		
20	組織分類		
21	治療		
22	喀痰検査日		
23	喀痰判定区分		
24	精検特記事項		
25	精密検査		
26	整理番号		
27	一次読影所見		
28	比較読影（一次）		
29	比較読影（二重読影）		
30	二重読影委託		
31	喀痰提出日		
32	二重読影実施日		
33	地区（受診時）		
34	報告対象外		
35	【精未】忙しかった		
36	【精未】忘れてしまった		
37	【精未】様子を見ようと思った		
38	【精未】近くに病院がない		
39	【精未】検査がこわい		
40	【精未】料金が気になった		
41	【精未】結果聞きに行っていない		
42	【精未】同じ検査をして異常なし		
43	【精未】検査必要と言われてない		
44	【精未】受診方法分からなかった		
45	【精未】深刻に考えなかった		
46	【精未】その他		
47	【精未】精検未受診理由		
48	【精未】精検未受診通知 送付日		
49	【精未】精検未受診通知 收受日		
50	【精未】精密検査受診		

子宮がん情報①		子宮がん情報②	
1	西暦年度	51	受付日
2	受診日	52	自己負担有無
3	実施検診機関	53	細胞診結果
4	請求日(月)	54	指示区分
5	検診区分	55	【精未】申告状況
6	整理番号	56	【精未】申告状況その他
7	費用免除	57	【精未】フォロー終了
8	受診歴	58	体部分細胞診結果
9	頸部細胞診	59	体部分指示区分
10	細胞診断結果	60	HPV検査判定
11	推定病理診断	61	臨床診断
12	体部細胞診	62	6ヶ月以内の症状
13	体部指示区分	63	その他特記事項
14	特記事項		
15	医療機関名		
16	頸部精検受診日		
17	頸部精検結果入力日		
18	頸部検査方法		
19	頸部精検結果		
20	精検治療		
21	標本の遺否		
22	精密治療特記		
23	採取器具(頸がん)		
24	採取器具(体がん)		
25	再採取		
26	採取器具(頸がん)集計用		
27	採取器具(体がん)集計用		
28	【精未】精検未受診通知 送付日		
29	【精未】精検未受診通知 収受日		
30	【精未】精密検査受診		
31	【精未】精検未受診理由		
32	【精未】精検受診日		
33	【精未】精検受診医療機関		
34	【精未】精検受診月		
35	再採取実施日		
36	地区(受診時)		
37	【精未】忙しかった		
38	【精未】忘れてしまった		
39	【精未】様子を見ようと思った		
40	【精未】病院が近くにない		
41	【精未】検査がこわい		
42	【精未】料金が気になった		
43	【精未】検査結果を聞きに行っていない		
44	【精未】同じ検査をして異常なし		
45	【精未】精密検査が必要と言われていない		
46	【精未】受診方法が分からなかった		
47	【精未】深刻と思わなかった		
48	【精未】その他		
49	報告対象外		
50	HPV検査結果		

前立腺がん情報	
1	西暦年度
2	受診日
3	請求日 (月)
4	検診区分
5	検診会場
6	P S A
7	特記事項
8	精検受診日
9	地区 (受診時)
10	整理番号
11	費用免除
12	電話番号前立腺がん
13	受診歴
14	血縁者がん病歴
15	ホルモン治療
16	年齢
17	総合判定
18	実施区分
19	受付日
20	自己負担有無
21	報告対象外
22	精検結果入力日
23	医療機関名
24	検査方法
25	精検診断
26	精検治療
27	精密検査特記事項

健康診査情報①		健康診査情報②	
1	西暦年度	51	尿潜血
2	受診日	52	総合指導区分
3	整理番号	53	医師所見、指示事項
4	実施医療機関	54	疾病分類 指導区分
5	請求日 (月)	55	疾病分類 診断名
6	薬剤治療の有無 (血圧)		
7	薬剤治療の有無 (血糖)		
8	薬剤治療の有無 (脂質)		
9	既往歴 (脳卒中)		
10	既往歴 (心臓病)		
11	既往歴 (腎不全)		
12	既往歴 (貧血)		
13	タバコを習慣的に吸っている		
14	禁煙希望有		
15	20歳の時から10Kg以上増加		
16	30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施		
17	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施		
18	同世代の同性と比較して歩く速度が速い		
19	人より食べる速度が速い		
20	就寝前2時間以内の夕食が週3回以上		
21	夕食後の間食が週3回以上		
22	朝食を抜くことが多い		
23	お酒を飲む回数		
24	飲酒 (1日あたり合数)		

- | | |
|----|---------------|
| 25 | 睡眠で休養が得られている |
| 26 | 見直し（生活習慣改善） |
| 27 | 見直し（保健指導利用） |
| 28 | 自覚症状有無 |
| 29 | 自覚症状 |
| 30 | 他覚症状有無 |
| 31 | 他覚症状 |
| 32 | 身長 |
| 33 | 体重 |
| 34 | 腹囲 |
| 35 | 視・触診異常 |
| 36 | 視・触診 |
| 37 | 打聴診異常 |
| 38 | 打聴診 |
| 39 | 血圧（高） |
| 40 | 血圧（低） |
| 41 | 空腹時中性脂肪 |
| 42 | HDL コレステロール |
| 43 | LDL コレステロール |
| 44 | AST (GOT) |
| 45 | ALT (GPT) |
| 46 | γ-GTP 値 (GGT) |
| 47 | 空腹時血糖 |
| 48 | 食後10時間未満血糖 |
| 49 | 尿糖 |
| 50 | 尿蛋白 |

- | 肝炎ウイルス情報 | |
|----------|-------------------|
| 1 | 西暦年度 |
| 2 | 受診日 |
| 3 | 総合検診区分 |
| 4 | 整理番号 |
| 5 | 実施検診機関 |
| 6 | 請求日（月） |
| 7 | 費用免除 |
| 8 | 検診種別 |
| 9 | 実施区分 |
| 10 | B型肝炎検査 |
| 11 | 地区（受診時） |
| 12 | C型肝炎検査（H25から判定変更） |
| 13 | 受付日 |
| 14 | 自己負担有無 |
| 15 | フォローアップ希望有無 |
| 16 | B型肝炎治療有無 |
| 17 | C型肝炎治療有無 |

- | 口腔がん情報 | |
|--------|------------|
| 1 | 西暦年度 |
| 2 | 受診日 |
| 3 | 請求日（月） |
| 4 | 実施医療機関 |
| 5 | 受診番号 |
| 6 | 特記事項 |
| 7 | 受付日 |
| 8 | 自己負担有無 |
| 9 | 住民票有無 |
| 10 | 口腔がん過去検診有無 |
| 11 | 口腔がん過去検診結果 |
| 12 | 自覚症状 |
| 13 | 治療中、済の病気 |
| 14 | 喫煙の有無 |
| 15 | 飲酒の有無 |
| 16 | 血縁者のがん罹患有無 |
| 17 | 発現状態 |
| 18 | 形態 |
| 19 | 感覚 |
| 20 | 色調 |
| 21 | 義歯使用 |
| 22 | リンパ節腫脹 |
| 23 | 検査結果 |
| 24 | 費用免除 |

成人歯科健診・歯科ドック情報①

1	西暦年度
2	受診日
3	総合検診区分
4	受診番号
5	実施医療機関
6	請求日（月）
7	健全歯数
8	未処置歯数
9	処置歯数
10	現在歯数
11	要補綴歯数
12	欠損補綴歯数
13	DMFT
14	口腔清潔状態
15	特記事項
16	1-1 6.噛み具合
17	4 冷たい物や熱い物歯にしみる
18	1 1 たばこを吸う
19	9 歯間ブラシ、フロスを使用
20	1 0 ゆっくり、よく噛む
21	唾液潜血検査
22	ウ蝕活動検査
23	唾液量検査
24	唾液緩衝能検査
25	総合判定
26	1-1 2.外観
27	1-1 3.発語
28	1-1 4.口臭
29	1-2 1.痛み
30	1-1 1 0.その他
31	受付日
32	歯科ドック受診フラグ
33	歯石の状況
34	3 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか
35	5 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
36	6 お茶や汁物等でむせることがありますか
37	7 歯をみがく頻度
38	1 2 直近で歯科医院にいつ行ったか
39	1 2-2 1.歯周病の治療の必要性
40	かかりつけの歯科医院があるか
41	歯は何本ありますか
42	1 5-1 病気の指摘_ない
43	1 5-2 病気の指摘_糖尿病
44	1 5-3 病気の指摘_関節リウマチ
45	1 5-4 病気の指摘_脳梗塞
46	1 5-5 病気の指摘_狭心症・心筋梗塞・動脈硬化症
47	1 5-6 病気の指摘_呼吸器
48	1 5-7 病気の指摘_その他
49	1 6 妊娠の有無
50	Cのみの未処置歯数
51	喪失歯数
52	歯列・咬合の状況（令和8年度～）
53	顎関節の症状（令和8年度～）
54	粘膜の色
55	粘膜の形状
56	18（R8年度～）
57	17（R8年度～）
58	16（R8年度～）
59	15（R8年度～）

成人歯科健診・歯科ドック情報②

60	14（R8年度～）
61	13（R8年度～）
62	12（R8年度～）
63	11（R8年度～）
64	21（R8年度～）
65	22（R8年度～）
66	23（R8年度～）
67	24（R8年度～）
68	25（R8年度～）
69	26（R8年度～）
70	27（R8年度～）
71	28（R8年度～）
72	48（R8年度～）
73	47（R8年度～）
74	46（R8年度～）
75	45（R8年度～）
76	44（R8年度～）
77	43（R8年度～）
78	42（R8年度～）
79	41（R8年度～）
80	31（R8年度～）
81	32（R8年度～）
82	33（R8年度～）
83	34（R8年度～）
84	35（R8年度～）
85	36（R8年度～）
86	37（R8年度～）
87	38（R8年度～）
88	1-1 1.歯の状態・痛み
89	1-1 5. 歯ぐきの状態・痛み
90	1-1 7.口の渇き
91	1-1 8.あごの痛み
92	1-1 9.歯ざしりや食いしばりの習慣
93	1-2 2.歯をみがくと血が出る
94	1-2 3.はれてブヨブヨする
95	1-2 4.歯ぐきが下がっている
96	1-2 5.歯がぐらぐらする
97	2 歯周病だと思う
98	8-1 1.歯みがき：朝食後
99	8-1 2.歯みがき：昼食後
100	8-1 3.歯みがき：夕食後
101	8-1 4.歯みがき：夜寝る前
102	8-1 5.歯みがき：その他
103	1 2-1 1.目的：治療
104	1 2-1 2.目的：歯科健（検）診
105	1 2-1 3.目的：予防
106	1 2-1 4.目的：その他
107	要治療欠損部位の有無
108	要指導：歯肉出血
109	要指導：口腔清掃状態不良
110	要指導：生活習慣・基礎疾患
111	要精密検査：歯石付着
112	要精密検査：歯周ポケット1または2
113	要精密検査：未処置歯あり
114	要精密検査：要補綴歯あり
115	要精密検査：糖尿病治療・指導
116	要精密検査：喫煙
117	要精密検査：その他の所見
118	要精密検査：生活習慣・基礎疾患

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<PublicMedicalHub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

- ・変更区分
- ・削除の異動日
- ・個人番号(マイナンバー)
- ・自治体別本人キー
- ・検診対象者番号
- ・氏名
- ・氏名カナ
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・不開示フラグ
- ・検診管理番号(複数)
- ・受診年度(複数)
- ・検診実施日(複数)

(2)ユーザー情報

- ・自治体ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー 姓
- ・ユーザー 名
- ・ユーザー区分
- ・地方公共団体コード
- ・マイナンバー閲覧可能フラグ
- ・トークン
- ・削除フラグ
- ・登録日
- ・登録者
- ・更新日
- ・更新者

(3)問診票情報

- ・個人番号(マイナンバー)
- ・氏名
- ・氏名カナ
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・自治体検診管理ID
- ・削除フラグ
- ・検診対象者番号
- ・検診管理番号
- ・実施年度
- ・検診実施日
- ・検診担当者_1
- ・検診担当者_2
- ・検診担当者_3
- ・検診担当者_4
- ・検診担当者_5
- ・検診担当者_6
- ・検診担当者_7
- ・検診担当者_8
- ・検診担当者_9
- ・請求額
- ・医療機関コード
- ・会場コード
- ・全国共通自治体検診項目マスタID(複数)
- ・自治体別自治体検診項目ID(複数)
- ・自治体検診結果情報(複数)
- ・自治体別問診票項目マスタID(複数)
- ・問診票回答 内容(複数)
- ・問診票回答 コメント(複数)

(4)検診結果情報

- ・個人番号(マイナンバー)
- ・氏名
- ・氏名カナ
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・自治体検診管理ID
- ・削除フラグ
- ・検診対象者番号
- ・検診管理番号
- ・実施年度
- ・検診実施日
- ・検診担当者_1
- ・検診担当者_2
- ・検診担当者_3
- ・検診担当者_4
- ・検診担当者_5
- ・検診担当者_6
- ・検診担当者_7
- ・検診担当者_8
- ・検診担当者_9
- ・請求額
- ・医療機関コード
- ・会場コード
- ・全国共通自治体検診項目マスタID(複数)
- ・自治体別自治体検診項目ID(複数)
- ・自治体検診結果情報(複数)
- ・自治体別問診票項目マスタID(複数)
- ・問診票回答 内容(複数)
- ・問診票回答 コメント(複数)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診(健診)情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・検診(健診)実施機関において、本人確認(身分証等の提示)を厳重に行い、本人以外の情報が記載されないように徹底する。 ・個人の特定には複数項目の情報を紐づけ、対象者以外の情報が入出力できないようにする。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・検診施設等の受付窓口で本人確認の後、検診施設アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、検診施設アプリでの入力、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみがPublic Medical Hub(PMH)へ連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、問診情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・受診券の交付、再交付については、複数項目の情報から本人確認を行う。 ・申請者が不要な情報を記載することがないよう所定の様式を定めている。 ・窓口や電話等で業務に不要な個人情報を入手しないよう職員への周知徹底を行う。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・検診施設等から検診施設アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステムの的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステムの的に制御している。
その他の措置の内容	・庁内連携システムを通じて情報を入手する場合は、あらかじめ提供元の担当部署から、提供を受けることができる職員のアクセス許可を受けるとともに、必要な項目以外を入手できないようにしている。
リスクへの対策は十分か	十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・健康管理システムは、権限を与えられたもののみが、ユーザーID及びパスワード認証を行い操作する。 ・健診(検診)実施機関からの帳票類(紙媒体)の提出は、窓口へ直接持参するか、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパック等追跡可能な郵便での提出とする。 ・健康管理システムの端末の画面は、外部者の目に触れないように設置する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

(案)

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ※通知カードによる確認の際は、併せて次項による確認も要する ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証と住民基本台帳情報等の聞き取り。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜がん検診等各種検診事務＞ ・庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行えない。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。 ・検診施設等や住民からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、直接接続ではなく、マイナポータルAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・健康管理システムは、権限を与えられたもののみが、ユーザーID及びパスワード認証を行い操作する。 ・健診(検診)実施機関からの帳票類(紙媒体)の提出は、窓口へ直接持参するか、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパック等追跡可能な郵便での提出とする。 ・健康管理システムの端末の画面は、外部者の目に触れないように設置する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・システムについては庁内連携を介し目的を超えた紐付けがなされないよう適切なアクセス制御がされている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜がん検診等各種検診事務＞ 庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセス制御がされている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする川口市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・検診施設アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。

(案)

その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	＜がん検診等各種検診事務＞ ・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・パスワードについては、定期的な変更を義務付けている。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・川口市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	＜がん検診等各種検診事務＞ ・業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。 ・人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権の失効・追加等を再確認している。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。		
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	＜がん検診等各種検診事務＞ 異動退職等があった際に、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	＜川口市における措置＞ ・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。		
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱うものに対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

(案)

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。川口市は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜川口市における措置＞ ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・川口市の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
各種統計業務等においては、特定の個人を判断するような統計や情報分析は行わない。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	＜川口市における措置＞ ・外部委託業者を選定する際、個人情報保護方針の策定、ISO/IEC27001等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ 川口市は、Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	

(案)

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	・ID、パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・川口市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・特定個人情報の取扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	
特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・川口市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・川口市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去は委託していない。(情報資産は秘密保持契約により返還する旨規定されている) <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、川口市は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	

(案)

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定			
	規定の内容	- データの秘密保持に関する事項(委託契約終了後も含む) - 再委託の禁止又は制限に関する事項 - 情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 - 事故発生時における報告義務に関する事項 - 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 - 前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 - 秘密保持義務 - 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 - 特定個人情報の目的外利用の禁止 - 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 - 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 - 特定個人情報の提供ルール/消去ルール - 再委託における条件 - 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 - 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 - 委託契約終了後の特定個人情報の消去 - 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 - 従業者に対する監督・教育 - 契約内容の遵守状況についての報告 - 実地の監査、調査等に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保			
	具体的な方法	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> - 再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 - 委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 - 点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 - 点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 - 点検結果について、必要があると認めるときはデジタル庁に報告を求めることができる。	
その他の措置の内容		<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> 委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	
リスクへの対策は十分か			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

(案)

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

(案)

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

(案)

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ① 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③ 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④ 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	

(案)

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

(案)

⑤物理的対策	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<川口市における措置> ・庁内連携システムは外部と直接接続できないようにしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

(案)

⑥技術的対策	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション提供事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された川口市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や検診施設等及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・川口市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・川口市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。

(案)

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人情報と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<川口市における措置> 連携は、日次で行っており、異動情報は順次置き変わる。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<川口市における措置> 消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者へ依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。 ※転出があっても、住民が過去の情報をマイナポータル経由で閲覧等すること、死亡となった場合も、健康被害救済制度等において利用する可能性があることなどを考慮して要・不要を判断するもの。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・バックアップデータを別拠点に保管している。
- ・紙媒体は施錠できる倉庫に保管する。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	＜川口市における措置＞ ・年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	
②監査	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	＜川口市における措置＞ ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 ・また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜川口市における措置＞ ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 ＜健康管理システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項:健康管理システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞ 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション提供事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション提供事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置>

情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
特記事項	川口市のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	健康診査関係ファイル がん検診関係ファイル 成人歯科検診関係ファイル 肝炎ウイルス検診票ファイル 口腔がん検診関係ファイル
公表場所	川口市ホームページ(https://www.city.kawaguchi.lg.jp)内で公表
⑤法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるように、評価書(案)を情報政策課・健康増進課・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日・期間	令和8年6月1日(月)～6月30日(火)(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年8月24日(月)実施予定。
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(案)

(別添3) 変更箇所

[illegible]